

# 地方法人特別税等に関する暫定措置法案要綱

## 第一 総則

### 一 趣旨

この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するため、必要な事項を定めるものとする。と。（第一条関係）

## 第二 法人の事業税の税率の特例

平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税について、標準税率を次のとおりとすること。（第二条関係）

一 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人の所得割の標準税率

所得のうち年四百万円以下の金額	百分の一・五（現行百分の三・八）
所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の二・二（現行百分の五・五）

所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得	百分の二・九（現行百分の七・二）
------------------------	------------------

二 資本金一億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

所得のうち年四百万円以下の金額	百分の二・七（現行百分の五）
所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の四（現行百分の七・三）
所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得	百分の五・三（現行百分の九・六）

三 特別法人の所得割の標準税率

所得のうち年四百万円以下の金額	百分の二・七（現行百分の五）
所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得	百分の三・六（現行百分の六・六）

四 収入金額課税法人の収入割の標準税率

収入金額	百分の〇・七（現行百分の一・三）
------	------------------

第三 地方法人特別税の創設

一 総則

1 定義

地方法人特別税について、次のとおり用語の定義を定めること。（第三条関係）

(一) 基準法人所得割額とは、地方税法の規定（課税免除及び不均一課税、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除、租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額の控除並びに法人の事業税の減免に関する規定を除き、税率については、標準税率によるものとする。(二)において同じ。)によって計算した所得割額をいう。

(二) 基準法人収入割額とは、地方税法の規定によって計算した収入割額をいう。

## 2 納税義務者

法人は、地方法人特別税を納める義務があるものとする。こと。（第五条関係）

## 3 課税の対象

法人の基準法人所得割額及び基準法人収入割額には、国が地方法人特別税を課すること。（第六条

関係）

## 二 課税標準

地方法人特別税の課税標準は、基準法人所得割額又は基準法人収入割額とすること。（第八条関係）

### 三 税額の計算

地方法人特別税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、次に定める金額とすること。（第九条関係）

(一) 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人の事業税を課される法人 基準法人所得割額に百分の百四十八の税率を乗じて得た金額

(二) 所得割額によって法人の事業税を課される法人 (一)に掲げる法人を除く。 基準法人所得割額に百分の八十一の税率を乗じて得た金額

(三) 収入割額によって法人の事業税を課される法人 基準法人収入割額に百分の八十一の税率を乗じて得た金額

### 四 申告及び納付等

#### 1 賦課徴収

地方法人特別税の賦課徴収は、都道府県が、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の例により、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収と併せて行うものとする。 （第十条関係）

#### 2 申告等

(一) 地方法人特別税の申告は、当該都道府県の法人の事業税の申告の例により、当該都道府県の法人の事業税の申告と併せて、当該都道府県知事に提出しなければならないものとする。 (第十一条関係)

(二) 地方法人特別税の納税義務者は、地方法人特別税を当該都道府県の法人の事業税の納付の例により、当該都道府県の法人の事業税の納付と併せて当該都道府県に納付しなければならないものとする。 (第十二条関係)

(三) 都道府県は、地方法人特別税の納付があつた場合においては、当該納付があつた月の翌々月の末日までに、地方法人特別税として納付された額を国に払い込むものとする。 (第十二条関係)

### 3 還付

都道府県は、地方税法の規定により法人の事業税の所得割又は収入割の全部又は一部に相当する金額を還付する場合には、当該都道府県の法人の事業税の還付の例により、当該法人の事業税の所得割又は収入割と併せて納付された地方法人特別税の全部又は一部に相当する金額を還付しなければならないものとする。 (第十三条関係)

#### 4 賦課徴収又は申告納付に関する報告等

(一) 都道府県知事は、総務大臣に対し、地方法人特別税の申告の件数、地方法人特別税額、地方法人特別税に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。 (第二十条関係)

(二) 総務大臣は、必要があると認める場合には、都道府県知事に対し、当該都道府県に係る地方法人特別税の賦課徴収又は申告納付に関する事項の報告を求めることができる。 (第二十条関係)

(三) 総務大臣が都道府県知事に対し、地方法人特別税及び法人の事業税の賦課徴収に関する書類を閲覧し、又は記録することを求めた場合には、都道府県知事は、関係書類を総務大臣又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。 (第二十条関係)

#### 第四 地方法人特別譲与税の創設

##### 一 地方法人特別譲与税

地方法人特別譲与税は、地方法人特別税の収入額に相当する額とし、都道府県に対して譲与するものとする。 (第三十二条関係)

##### 二 各都道府県に対する譲与額

毎年度、各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額は、地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の人口であん分した額及び地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数であん分した額の合算額（財源超過額調整団体にあつては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加えた額）とすること。（第三十三条関係）

### 三 譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額

1 地方法人特別譲与税は、毎年度、五月、八月、十一月及び二月に、それぞれ、五月にあつては二月から四月までの間に収納した地方法人特別税の収入額に相当する額、八月にあつては五月から七月までの間に収納した同税の収入額に相当する額、十一月にあつては八月から十月までの間に収納した同税の収入額に相当する額、二月にあつては十一月から一月までの間に収納した同税の収入額に相当する額を譲与するものとする。こと。（第三十四条関係）

2 各譲与時期ごとに各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額は、各譲与時期ごとに譲与すべき額から財源超過団体調整額の四分の一に相当する額を控除した額（以下「各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額」という。）の二分の一に相当する額を各都道府県の人口であん分した額及

び各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数である分した額の合算額（財源超過額調整団体にあつては、当該合算額に個別財源超過団体調整額の四分の一に相当する額を加えた額）とすること。（第三十四条関係）

#### 四 使途

国は、地方法人特別譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならないものとする。こと。（第三十七条関係）

#### 第五 その他

##### 一 施行期日

この法律は、平成二十年十月一日から施行すること。

二 その他所要の経過措置を規定するものとする。

三 関係法律について所要の改正を行うこと。